

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 6 月 2 1 日付けの特別障害者手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

筋力は少しずつ落ちており、すわる動作、立ち合がる動作の体幹は日々筋力が落ちており、関節等の強直も著減がある。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 4 月 2 1 日	諮問
令和 4 年 6 月 3 0 日	審議（第 6 7 回第 1 部会）
令和 4 年 7 月 1 1 日	処分庁へ調査照会
令和 4 年 7 月 2 0 日	処分庁から回答を収受
令和 4 年 7 月 2 1 日	審議（第 6 8 回第 1 部会）
令和 4 年 8 月 1 8 日	審議（第 6 9 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令の定め

- (1) 法 2 6 条の 2 は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法 2 条 3 項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、令 1 条 2 項は、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が令別表第二（別紙 2）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（令 1 条

2 項 1 号)

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（令 1 条 2 項 2 号）

ウ 身体機能の障害等が令別表第一（別紙 2）各号（10号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（令 1 条 2 項 3 号）

(2) 法 26 条の 5 において準用する法 5 条の 2 第 1 項は、手当の支給は、受給資格者が法 5 条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

そして、法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成 28 年 6 月 15 日付障企発 0615 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知、以下「課長通知」という。）第 4・問 2・答）ところ、特別児童扶養手当は、手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

(3) 法 26 条の 5 において準用する法 19 条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしてい

る。

また、省令16条において準用する省令11条は、市長は、手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

- (4) また、認定基準によれば、令1条2項1号ないし3号のいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

なお、認定基準第一・7によれば、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとされている。

したがって、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分に取消理由があるとすることはできない。

- (5) 認定基準は、令1条2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には以下のとおりである。

ア 令1条2項1号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

イ 令1条2項2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、別紙3に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

(イ) 令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害

を有し、かつ、「日常生活動作評価表」の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。）（認定基準第三・2・(2)）

ウ 令1条2項3号に該当する障害の程度とは、令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 認定基準第二（障害児福祉手当）の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、同第三の1の(7)のウの安静度表（結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表。以下「安静度表」という。）の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）。

(イ) 認定基準第二（障害児福祉手当）の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、同第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

(6) 法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、特別障害者手当の支給に関する事務を遂行する上で、法令の解釈及び審査基準として合理性を有するものと考えられる。

また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、本件の適用に関して合理的なものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 請求人の障害について

本件診断書についてみると、本件診断書は「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄には「脳梗塞」と記載され（別紙1・1）、「傷病の原因又は誘因」欄には「後天性（疾病）」と記載されており（別紙1・2）、「現症」欄には左半身に知覚鈍麻の図示があり（別紙1・6・(1)）、同欄の上下肢関節の関節運動筋力等の記載（別紙1・6・(8)）からすれば、請求人の障害は、肢体不自由であることが認められる。

そこで、以下、請求人の肢体不自由の程度が、認定基準に照らして、令1条2項各号のいずれかに該当するかどうか、検討する。

(2) 令1条2項1号該当性について

ア 認定基準の定め

認定基準によれば、令1条2項1号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされているところ、請求人の障害に関連するものは、令別表第二第3号ないし第5号であることから、以下、それぞれについて検討する。

(ア) 令別表第二第3号（両上肢の機能障害）について

認定基準は、令別表第二第3号に該当する障害について、両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動

を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいうとしている。ただし、肩関節については、前方及び側方の可動域が30度以下のものは、その用を廃する程度の障害に該当するものとし、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において①かぶりシャツの着脱（1分以内に行う）、②ワイシャツのボタンをとめる（1分以内に行う）のいずれの動作もできないものとしている（以上、認定基準第三・1・(3)・ア）。

(イ) 令別表第二第4号（両下肢の機能障害）について

認定基準は、令別表第二第4号に該当する障害について、両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいうとしている（認定基準第三・1・(4)・ア）。

(ウ) 令別表第二第5号（体幹の機能障害）について

認定基準は、令別表第二第5号に該当する障害について、座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいうとしてい

る（認定基準第三・1・(5)・イ）。

#### イ 本件診断書の検討

##### (ア) 令別表第二第3号（両上肢の機能障害）について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両上肢の3大関節のうち、左肩関節、左肘関節及び左手関節の関節運動筋力については「著減又は消失」と記載されているものの、右肩関節、右肘関節及び右手関節の関節運動筋力については「正常又はやや減」と記載され、関節可動域も特段の制限はみられないことが認められる。

そうすると、請求人の場合、左上肢のみに障害を有するものであって、両上肢それぞれに障害があるものとは認められない。

したがって、両上肢に係る請求人の障害の程度は、上記ア(ア)の認定基準を満たすとはいえず、別表第二第3号に該当しない。

##### (イ) 令別表第二第4号（両下肢の機能障害）について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両下肢の3大関節のうち、左足関節の関節運動筋力については「著減又は消失」と記載され、左股関節及び左膝関節の関節運動筋力については「半減」と記載され、左股関節の関節可動域は内転・外転が10度に制限されているものの、右股関節、右膝関節及び右足関節の関節運動筋力については「正常又はやや減」と記載され、関節可動域も特段の制限はみられないことが認められる。

そうすると、請求人の場合、左下肢のみに障害を有するものであって、両下肢それぞれに障害があるものとは認め



られない。

したがって、両下肢に係る請求人の障害の程度は、令別表第二第4号に該当しない。

(ウ) 令別表第二第5号（体幹の機能障害）について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄（別紙1・8・(12)）においては、「すわる（正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し）（このような姿勢を持続する）」及び「立ち上る」という動作に関しては、いずれも補助具等を使用しない場合△（ひとりでできてもうまくできない）と記載されており、双方の動作とも、できない状況ではない。

したがって、体幹に係る請求人の障害の程度は、令別表第二第5号に該当しない。

(エ) 小括

以上より、請求人の障害の程度は、令別表第二のいずれにも該当しないことから、同表のうち重複する障害を有することを要件とする令1条2項1号に該当するとは認められない。

(3) 令1条2項2号該当性について

認定基準によれば、令1条2項2号に該当する障害程度については、①令別表第二（別紙2）第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（次表の内容は、別紙3に掲げるものに同じ。）を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）、又は②令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、「日常生活動作評価表」の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである）（同(2)）とされている。

しかし、請求人の障害は、上記(2)・イのとおり、令別表第二のいずれにも該当しないことから、上記①にも、②にも該当しない。

したがって、請求人の有する障害の程度は、令1条2項2号(1)・(1)・イ)に該当するとは認められない。

(4) 令1条2項3号該当性について

認定基準によれば、令1条2項3号に該当する障害程度は、令別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、安静度表の1度(絶対安静)に該当する状態を有するもの(認定基準第三・3・(1))又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの(認定基準第三・3・(2))とされている。

しかし、本件処分は、肢体不自由を前提とした本件診断書を基に判定医の判断を踏まえて行われたものであり、本件診断書により、請求人が内部障害若しくはその他の疾患又は精神障害に該当する障害を有するものと認めることはできないものである。

そうすると、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項3号(1)・(1)・ウ)に該当しないものである。

(5) 総括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」(法2条3項)に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということとはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、本件処分は、上記（1・(4)）に記載した原則のとおり、本件診断書に基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害は、令1条2項各号に該当するに至っていないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 審査会の職権による調査

##### (1) 調査の実施

令和3年7月28日付審査請求書にて「筋力は少しづつ落ちており、すわる動作、立ち合がる動作の体幹は日々筋力が落ちており、関節等の強直も著減がある。」と記載されている。この点について、請求人の症状が悪化しているという主張に解されるが、前回処分時の診断書の記載内容など、特別障害者手当資格該当時の症状と比較して、本件処分において非該当とされた理由について、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

##### (2) 回答

本件処分において非該当とされた医学的な理由は、本件診断書に基づき、認定基準に照らして判定を行った結果である本件回答書の判定医コメントに記載のとおりとなる。

令別表第二のうち、請求人の障害に関連するのは第3号（両上肢の障害）、第4号（両下肢の障害）及び第5号（体幹の機能障害）であり、令別表第二第3号該当性について、認定基準は、「おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するもの」としているところ、本件診断書（8関節可動域及び筋力）においては、左肩関節、左肘関節及び左手関節について「著減又は消失」とさ

れているものの、右については「正常又はやや減」とされており、上記の認定基準を満たさない。また、同第4号該当性について、認定基準は、「おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するもの」としているところ、これについても、本件診断書においては、上肢と同様、左関節については「半減」又は「著減又は消失」の記載が見られるものの、右関節については「正常又はやや減」とどまり、認定基準を満たさないものである。

さらに、同第5号該当性について、認定基準は、「腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできない」「臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる」としているところ、本件診断書（⑩日常生活動作の障害程度）においては、「すわる」「立ち上がる」のいずれかについても、「△」（ひとりでできてもうまくできない）とされており、同号に関しても認定基準を満たさない。

そして、請求人においては、令別表第二のいずれにも該当しない以上、令第1条第2項第1号及び第2号いずれにも該当せず、また、認定基準に照らして、同項第3号にも該当しないから、特別障害者手当は非該当になる。

この点について、判定医コメントにおいても、「2関節以上の関節の強直、筋力の著減等が無い」ことから、令別表第二第3号（両上肢の機能障害）及び第4号（両下肢の機能障害）に当たらず、また体幹についても「⑩日常生活動作の12すわる又は15立ち上がるが×でない」ことから第5号（体幹の機能障害）にも当たらないことを理由に、「令1条第2項各号の障害程度に達していないため」と判定されたことから、処分庁として、上記判断に至ったものである。

一方、前回処分時は、次に述べるとおり、特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（〇〇病院の〇〇医師が平成31年2月8日に作成したもの。以下「前回診断書」という。）に照らして、令別表第二第5号に該当し、かつ、「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のものに該当している」ことから、令第1条第2項第2号に該当するものとして、手当の認定に至ったものである。

すなわち、認定基準においては、令第1条第2項第2号に当たるのは、①「令別表第1第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」（認定基準第三・2・(1)）か、②「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの」（同(2)）のいずれかに当たる場合とされているところ、前回診断書においては、⑩日常生活動作の障害程度において「15立ち上る」が×であったことから、認定基準に照らして令別表第二第5号の「体幹の機能障害」に該当し、かつ、「日常生活動作評価表」の点数を計算すると15点となることから、（内訳：「1タオルを絞る」2点、「2とじひもを結ぶ」2点、「3かぶりシャツを着て脱ぐ」2点、「4ワイシャツのボタンをとめる」2点、「5座る」1点、「6立ち上る」2点、「7片足で立つ」2点、「8階段の昇降」2点）、上記②の認定基準に照らして、「令第1条第2項第2号に該当する障害の程度」に当たり、これについて、判定医においても、同様の意見であったことから（平成31年3月27日付けの回答書）、手当の認定に至ったものである。

- (3) 上記回答に照らすと、請求人の障害の程度が、令1条2項各号の障害程度に該当していないことから非該当とした本件処分は合

理的である。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1ないし別紙3 (略)